

由仁町地域材利用推進方針

由仁町地域材利用推進方針（以下「町の方針」という。）は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、国の建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定。以下「国の基本方針」という。）及び北海道地域材利用推進方針（令和 4 年 3 月 28 日最終改正。以下「道の方針」という。）に即して策定するものであり、北海道内の森林から産出され、道内で加工された木材（以下「地域材」という。）の利用の促進を図るため、建築物及び公共土木工事（以下「建築物等」という。）などにおける地域材の利用の促進に関する基本的方向等を定めるものである。

第 1 建築物等における地域材の利用の促進の意義及び基本的方向

1 建築物等における地域材の利用の促進の意義

道の方針における公共建築物での木材利用の意義やその効果を踏まえたうえで、町等が整備する建築物等での地域材の利用を促進することは、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を図るうえで極めて重要である。

町内にある森林は、天然林とカラマツやトドマツなどの人工林が豊かに広がり、生命の源となる清らかな水をたくわえ、二酸化炭素を吸収し酸素を供給するなどの重要な役割を果たしている。

道内の林業・木材産業においては、天然林資源を主体として活用し発展してきたが、近年、戦後に植林されたカラマツやトドマツなどの人工林資源が利用期を迎え、現在、伐採される木材の 9 割を人工林材が占めている。

このような現状において、地域材の利用を促進することは、森林づくりに伴う間伐材や主伐材等による収益が、植林から保育、間伐、主伐までの森林の整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、林業・木材産業の成長産業化や山村地域の活性化、雇用の創出を図るうえでも重要である。

また、森林は大気中の二酸化炭素を吸収し、木材として利用した場合は長期間にわたって炭素を貯蔵できることや、木材の製造時のエネルギー消費が少ないこと、木材は再生産可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない、「カーボンニュートラル」の特性を有することから、地域材の利用を拡大し、森林の適正な整備を促進することは、SDGs の達成や脱炭素社会の実現にも貢献するものである。

加えて、木材は、断熱性、調湿性等に優れ、衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有するほか、木の香りでリラックスさせたり、集中力を高めるなど心理面・身体面・学習面等での効果も期待されることから、地域材を学校や医療機関など幅広い建築物に利用することは快適な生活空間の形成に貢献するものであり、このような地域材の良さを実感する機会を町民に幅広く提供し、「木育」の取組なども通じて、地域材の利用の意義等について町民理解を

効果的に醸成することが重要である。

こうした中、平成 22 年に公共建築物における木材の利用の促進に関する法律が制定され、公共建築物における木造化や内装等の木質化の促進について定められた。

さらに、令和 3 年の法改正により、炭素の貯蔵を通じた脱炭素社会の実現や地域の経済の活性化に向け、住宅、非住宅建築物など公共建築物以外の建築物（以下、民間建築物という。）も木造化・木質化などを一層進めることとされており、建築物をはじめ工作物、各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野で地域材の利用を拡大することが必要である。

2 建築物等における地域材の利用の促進の基本的方向

1 の建築物における木材の利用の促進の意義及び法第 3 条に規定する基本理念を踏まえ、町、事業者、町民は、以下のとおり建築物等における木材の利用の促進に取り組むものとする。

(1) 地域材の利用の促進に向けた各主体の取組

① 町による取組

町は、町内の建築物等における地域材の利用の促進に向け、町の方針を作成し、公表するとともに、建築物等における地域材の利用の促進に取り組むほか、国及び道が実施する施策の推進に努めるものとする。

② 事業者による取組

建築物等を整備する事業者、林業従事者、木材製造業者その他の関係者（以下「木材利用関係者」という。）は、町の方針を踏まえ、法第 6 条の規定に基づき、その事業活動に関して、木材利用の促進に自ら努めるとともに、道が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物等における地域材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

また、建築物等における木材の利用の促進に取り組む設計者等にあつては、建築物を整備する者のニーズを的確に把握するとともに、これらのニーズに対応した品質の確かな木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報の提供、木材の具体的な利用方法の提案等に努めるものとする。

③ 町民による取組

町民は、法第 7 条の規定を踏まえ、地域材の利用の促進に自ら努めるとともに、道が実施する地域材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(2) 関係者相互の連携及び協力

町、木材利用関係者は、(1) の各主体の取組の実施に当たり、町の方針等に基づき、法第 8 条を踏まえ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(3) 地域材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

建築物等における地域材の利用の促進に当たっては、地域材の安定的な供給と森林の有する多面的機能の発揮とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進することが重要であることから、木材利用関係者は、森林計画制度等に従った伐採及び伐採

後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）第 2 条第 2 項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

また、地域材を利用するに当たっては、道が「北海道グリーン購入基本方針（平成 13 年 8 月 6 日施行）」に基づき毎年度定める「環境物品等調達方針」に示された判断基準を満たすものの選択に努めるとともに、森林認証をはじめ合法性や産地が証明された地域材で、品質を判断する根拠となる乾燥の度合いや強度が明示されている J A S 製品の積極的な使用に努めるものとする。

（４） 町民の理解の醸成

町は、建築物等における地域材の利用の促進の意義等について町民に分かりやすく示すよう努めるものとする。特に木材利用促進の日（毎年 10 月 8 日）及び木材利用促進月間（毎年 10 月）においては、建築物等における地域材の利用の意義について多くの町民の理解が得られるよう、積極的に普及啓発に努めるものとする。

（注）町の方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第 2 建築物等における地域材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木造建築物の設計及び施工に係る先進的な技術の普及の促進等

町は、法第 13 条の規定に基づき、非住宅の建築物や中高層建築物を含めた建築物全体における地域材の利用の促進に必要な技術の普及や人材の育成を図るため、C L T（直交集成板）や木質耐火部材等の普及や木造建築物の設計及び施工に関する先進的な技術の普及に努めるとともに、建築に当たって、建築材料として木材が選択されるよう、建築用木材及び木造建築物の安全性に関する情報の提供に努めるものとする。

さらには、地域材の利用の促進が森林の適正な整備や地球温暖化の防止に及ぼす効果、建築物における木材の利用が環境面、経済面、その利用者の心理面、身体面及び生産効率等に及ぼす効果の発信等に努めるものとする。

2 住宅における地域材の利用の促進

町は、法第 14 条の規定に基づき、建築関係者、木材製造業者等と連携し、住宅における地域材の利用状況や流通状況等について調査するなど、その促進に努めるものとする。

3 公共建築物における地域材の利用の促進

（１） 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

公共建築物における地域材の利用に当たっては、建築材料としての地域材の利用はもと

より、建築材料以外の各種製品の原材料及びエネルギー源としての利用も併せ、以下により促進するものとする。

① 建築材料としての地域材の利用の促進

公共建築物における地域材の利用に当たっては、木造化が困難と判断されるものを含め、内装等の木質化を促進する。

また、公共建築物における地域材の需要の拡大のため、C L Tや木質耐火部材等の新たな木質部材の活用に努めるものとする。

② 建築材料以外の木製品等の利用の促進

公共建築物において使用される机、椅子、書棚等の備品及び紙類、文具類等の消耗品については、地域材をその原材料として使用したもの（以下「地域材製品」という。）の利用に努めるものとする。

③ 木質バイオマスの利用の促進

木質ペレットや木質系断熱材など森林バイオマスの製品及びエネルギーの利用を促進するとともに、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入について、木質バイオマスの安定的な供給の確保や公共建築物の適切な維持管理の必要性を考慮しつつ、その促進を図るものとする。

(2) 積極的に地域材の利用を促進する公共建築物の範囲

脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性能等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、木造化の促進に努めるものとする。ただし、災害応急対策活動に必要な施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては木造化を促進する対象としないものとする。

4 公共土木工事における地域材の利用の促進

地域材の利用を促進すべき公共土木工事は、町が所管する公共土木工事全般とし、特に、地域材の利用が相当量見込めるものや他の工種・工法への波及が期待できるものについては、地域材の利用の促進に努めるものとする。

第4 建築物等の整備・施工の用に供する地域材の適切な供給の確保に関する基本的事項

1 地域材の安定的な供給の確保

建築物等に利用する地域材の円滑な供給を確保するため、森林所有者や素材生産業者、木材製造業者その他の地域材の供給に携わる者が連携して、林内路網の整備、高性能林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、地域材の需給に関する情報の共有及び地域材の安定的な供給・調達に関する合意形成の促進、建築物等の整備・施工における地域材の利用の動向やニーズに応じた地域材の適切な供給のための地域材の製造の高度化及び

流通の合理化、ＣＬＴ等の新たな木質部材の低コスト化、合法性等が証明された地域材の供給体制の整備等に取り組むなど、法第６条の規定に基づき、木材の利用が促進されるように地域材の適切かつ安定的な供給に努めるものとする。

２ 建築物等の整備の用に供する地域材の生産に関する技術の開発等

町は、建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保を図るため、法第１６条の規定に基づき、強度又は耐火性に優れた建築用木材として農林水産省令で定めるもの（ＣＬＴ等）について、製造に係る技術及び製造に要する費用の低コスト化に資する技術の開発及び普及に努めるものとする。

木材製造業者等は、強度や耐火性・耐久性に優れる等の品質・性能の高い木質部材や土木用資材の生産及び供給や地域材を利用した建築工法等に関する研究及び技術の開発に積極的に取り組むものとする。

第５ 建築物以外での地域材の利用の促進

町は、工作物等での地域材の率先的な利用により、地域材の利用の促進に努めるものとする。

１ 農畜産分野での地域材の利用の促進

農業は、本町の基幹産業であり、民間事業者や個人が整備する施設等も多いことから、鳥獣被害防止柵など建築物以外の農業用施設において、低コスト化や地域材利用の優位性の発信などにより、関係者の理解の醸成を図り、地域材の利用の促進に努めるものとする。

２ 木質バイオマスの利用の促進

町は、建築物における木質バイオマスの利用を推進するとともに、町民への利用の意義の普及啓発や加工・利用施設の整備への支援、新たな利用技術等の研究開発、利用に係る情報提供等の施策の推進に努め、木質ペレットなど木質バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大を促進するものとする。

また、林内に残された幹や枝などの林地未利用材の利用を拡大するため、効率的な集荷システムの構築による安定供給体制の整備に向けた取組を促進するものとする。

第６ その他必要事項

１ 公共建築物及び公共土木の整備・施工において考慮すべき事項

公共建築物等の整備・施工において地域材を利用するに当たっては、一般に流通している木材を使用する等の設計上の工夫や効率的な調達等によって、整備・施工コスト及び維持管理コストの低減に努めるほか、地域材の利用に関する利用者のニーズや付加価値等を十分考慮したうえで、整備・施工コスト及び維持管理コストを総合的に判断し、地域材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備や公共土木工事の実施の検討に当たっては、木造の建築物や木製の土木用資材は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易

性を確保する措置等を適切に行った場合は、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

2 地域材の利用拡大に向けた推進体制等

町は、地域材の利用の促進を効果的に図っていくため、関係部署間で連携を図り、必要な情報交換等に努めるものとする。

附則

この推進方針は、令和7年3月13日から施行する。